

役員等の報酬等に関する規程

平成29年 6月13日制定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人品川区社会福祉協議会定款第25条の規定に基づき、役員等に対する報酬および費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には報酬を支給しない。ただし、法人業務を行う場合には別表1のとおり費用を弁償する。なお、監事については決算監査、中間監査の業務を行う場合のみ別表2の報酬を支給する。この場合、別表1の費用弁償は行わない。

2 役員等が同日中に併せて法人の業務を行った場合は、費用弁償は1回分の支給とする。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

付 則

1 この規程は、平成29年7月1日から施行する。

2 役員等の費用弁償に関する規程（昭和54年2月26日制定）は廃止する。

別表1

理事	日額 3,000円
監事	日額 3,000円

別表2

社会福祉事業について所見を有する者	日額 14,000円
財務諸管理について所見を有する者	日額 17,000円